

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

新			旧		
愛媛県手数料条例 平成12年3月24日 条例第3号			愛媛県手数料条例 平成12年3月24日 条例第3号		
(手数料の不還付) 第5条 既に納付した手数料は、法令に別段の定めがある場合を除き、還付しない。			(手数料の不還付) 第5条 既に納付した手数料は_____、還付しない。		
別表(第2条、第3条、第7条関係)			別表(第2条、第3条、第7条関係)		
1 消防防災関係事務手数料			1 消防防災関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～26 省略			1～26 省略		
27 消防法第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習	消防設備士法定講習受講手数料	7,000円	27 消防法第17条の10の規定に基づく消防用設備等_____の工事又は整備に関する講習	消防設備士法定講習受講手数料	7,000円
28～90 省略			28～90 省略		
5 土木関係事務手数料			5 土木関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～47 省略			1～47 省略		
48 建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	二級建築士試験又は木造建築士試験手数料	15,100円	48 建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	二級建築士試験又は木造建築士試験手数料	13,900円

新			旧		
49～69 省略			49～69 省略		
70 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第13号八若しくは第62条の3第4項第13号八に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 130,000円 (2) 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 190,000円 (3) 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 260,000円 (4) 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 390,000円 (5) 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 510,000円 (6) 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 660,000円 (7) 造成宅地の面積が10ヘクタール以上の場合 870,000円	70 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第12号八若しくは第62条の3第4項第12号八に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 130,000円 (2) 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 190,000円 (3) 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 260,000円 (4) 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 390,000円 (5) 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 510,000円 (6) 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 660,000円 (7) 造成宅地の面積が10ヘクタール以上の場合 870,000円
71 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第	優良住宅新築認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下の場合 6,200円	71 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第	優良住宅新築認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下の場合 6,200円

新			旧		
6号又は第31条の2第2項第14号ニ若しくは第62条の3第4項第14号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		(2) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 8,600円 (3) 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 13,000円 (4) 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合 35,000円 (5) 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の場合 43,000円 (6) 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 58,000円	6号又は第31条の2第2項第13号ニ若しくは第62条の3第4項第13号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		(2) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 8,600円 (3) 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 13,000円 (4) 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合 35,000円 (5) 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下の場合 43,000円 (6) 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 58,000円
72・73 省略			72・73 省略		
74 租税特別措置法施行令第20条の2第10項又は第38条の4第20項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	特定の民間再開発事業認定申請手数料	31,000円	74 租税特別措置法施行令第20条の2第9項又は第38条の4第19項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査	特定の民間再開発事業認定申請手数料	31,000円
75～102 省略			75～102 省略		